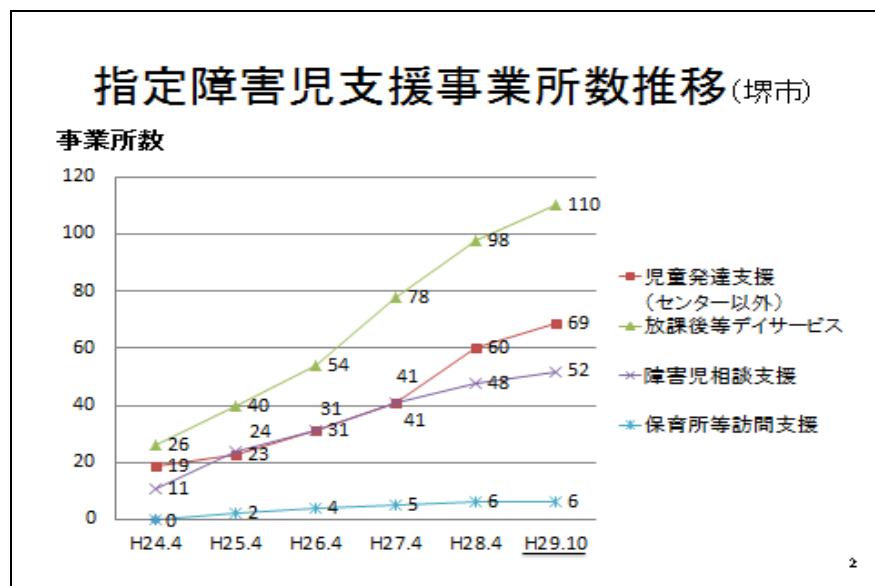


障害児通所支援事業者育成事業【新規】

子ども家庭課

現状と課題

- H24年4月の児童福祉法の改正により新設された障害児通所支援は、社福・NPOだけでなく営利企業も参入できるようになったこと、人員・設備基準が厳しくないことから、全国的に指定事業所数、利用者数、給付費が急激に増加し続けている。
- 利潤を追求し支援の質が低い事業所や不適切な支援を行う事業所が増えているとの指摘から、支援内容の適正化と質の向上が求められており、国においても基準改正等を行っている。
- 本市においても同様の状況であり、事故、苦情、虐待通告件数が増加している。これらの状況は、実地指導の結果からも、事業所の質（支援力が低い、人員配置が不足しているなどの基準違反）と比例しており、事業所の質の向上は喫緊の課題である。



事業目的

指定障害児通所支援事業者等（児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所。以下「事業所」という。）を対象として、障害児の発達支援・訓練等に関する助言、指導及び研修等を実施することにより、事業所職員の支援技術の向上を図るとともに、指定基準並びに各ガイドラインに基づいた障害児通所支援の推進を図る。

事業内容

(1) 機関支援(1事業所年3回)

訪問及び委託法人への来訪、見学・実習受け入れ等により、障害児支援技術及び通所支援計画に基づいた支援について助言・指導を行う。

(2) 研修(年2回)

事業所職員等を対象として、障害児支援に関する研修を実施する。

予算要求額

障害児等療育支援事業(あい・すてーしょん)実施法人6法人に委託

27,888千円(@4,648千円×6法人) 特定財源「大阪府新子育て支援交付金」充当